

東温市新エネルギー機器等設置費補助金 交付申請の手引き（令和3年度版）

目次

1. 用語の説明
2. 補助制度の概要
3. 交付事務手続
4. 書類作成時の留意事項

【 お問い合わせ・書類の提出先 】

東温市市民福祉部環境保全課新エネ推進係

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL : 089-964-4415 FAX : 089-964-4447

<http://www.city.toon.ehime.jp/>

1. 用語の説明

- ① 新エネルギー機器等
家庭用リチウムイオン蓄電池及び家庭用燃料電池をいいます。
- ② 家庭用リチウムイオン蓄電池
再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、蓄電容量が1kWh以上の蓄電池部と、インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されるもののうち、住宅に設置するものをいいます。
- ③ 家庭用燃料電池
定格運転時において0.5から1.5kWの発電能力がある燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、電力及び熱の供給を主目的としたシステムであり、住宅に設置するものをいいます。

2. 補助制度の概要

(1) 補助金を申請することができる方

- ① 家庭用リチウムイオン蓄電池システム（ア、イ共に該当する方）
 - ア 自ら居住する市内の一戸建て住宅（居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上である店舗等との併用住宅を含み、賃貸住宅を除く。以下同じ。）に未使用の家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置した方。
 - イ 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）に未納がない方。
- ② 家庭用燃料電池システム
 - ア 自ら居住する市内の一戸建て住宅に未使用の家庭用燃料電池システムを設置した方。
 - イ 市税等に未納がない方。
 - ウ 電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書が成立している方。

※対象システムに対する補助金の交付は、同一の住宅において、いずれか1回限りです。

※対象外の例

- ・ 別荘
- ・ 法人

(2) 対象システム及び補助金額（予定件数：合計 50 件）

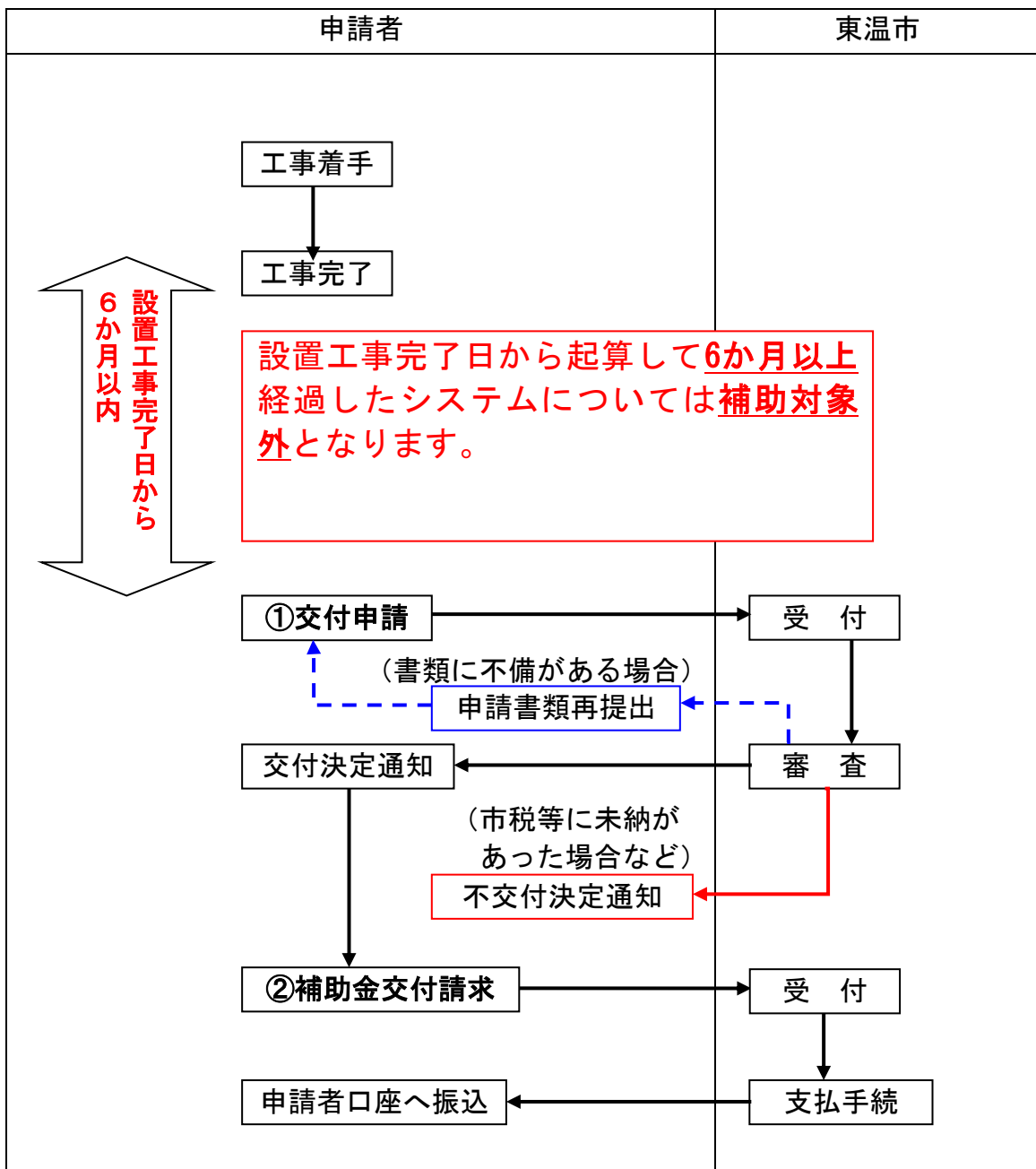
対象システム設置費から国その他の補助金等の収入額を控除した額又は 10 万円のいずれか低い方の額。（1,000 円未満の端数は切り捨てます。）

(4) 交付申請受付

- ① 交付申請は先着順に受け付けることとし、予算額に達した時点で終了します。
- ② 設置工事完了日から 6 か月以内に交付申請を行ってください。6 か月を経過すると補助金交付申請ができなくなります。
- ③ 審査に時間を要するため、令和4年3月18日（金）を申請締切日とします。

3. 交付事務手続

(1) 交付事務の流れ



(2) 必要書類

① 交付申請

(設置工事完了日から6か月以内に行ってください。)

- ・ 東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書 (様式第1号)
- ・ システム概要書
- ・ システム設置費に係る領収書及び内訳明細書の写し
- ・ システムの設置状態を示す写真及び設置機器本体の銘板写真
(いずれもカラー写真)
- ・ 申請者の住民票 (3か月以内に交付されたもの)
- ・ 「納付状況調査に係る同意書」または未納がないことがわかる納税証明書
(3か月以内に交付されたもの)
- ・ システム設置場所付近の詳細な地図
- ・ システムの保証書または出荷証明書の写し
- ・ 電力会社との電力受給契約書 (写し) または電力系統連携に関する覚書 (写し)
(燃料電池システムのみ)
- ・ 売買契約書写し (建売のみ)

② 補助金交付請求

- ・ 東温市新エネルギー機器等設置費補助金請求書 (様式第4号)
(請求者の住所・氏名は必ず請求者が自署してください。)

③ 設置システムの管理

- ・ 補助金を受けたシステムについては、補助を受けた翌年度から数えて17年間、適切な管理を行って下さい。また、対象システムを譲渡・廃棄等による処分をしようとするときは、あらかじめ東温市新エネルギー機器等処分承認申請書 (様式第10号) を提出してください。

(3) 申請方法

- ① 書類の提出は、執務時間内に窓口までご持参ください。期限に余裕を持ってご提出ください。
- ② やむを得ず書類を郵送にて提出される場合は、**担当部署に到着した日を提出日とします**。ただし、必要書類がそろっていない場合は、すべてそろった日を提出日とします。
なお、記載内容に誤り等の不備があった場合でも返送はいたしません。再度ご提出いただきます。

4. 書類作成時の留意事項

- ① 申請書類に押印する印鑑は認印で構いません。（スタンプ印の場合、書類の受付はできません。）
- ② 申請書類に訂正箇所がある場合には、修正液を使用したり削ったりせず、当該部分に二重取り消し線を引き、その上に申請者印を訂正印として押印してください。ただし、補助金請求書の訂正はできません。
- ③ 提出した書類は必ずコピーをとり、交付決定を受けた年度の翌年度から数えて5年間保管してください。
- ④ 提出いただいた書類は、原則、返却やコピーはできませんのでご注意ください。
- ⑤ 不足書類、訂正書類の再提出については、窓口への持参、もしくは郵送で提出してください。郵送の場合は**担当部署に到着した日を提出日とします**。メール・FAX等での受付はいたしません。

（書類不備の例）

○東温市新エネルギー機器等設置費補助金交付申請書（様式第1号）

- ・「システム設置費」の金額間違い（税込金額を記入してください。）
- ・「手続代行者」の押印がない。（法人印もしくは社印を押印してください。）

○添付書類

- 1 システム設置費にかかる領収関係の写し（領収書及び内訳明細書）
 - ・内訳明細書が添付されていない。（見積書等でも可。）
- 2 施工写真
 - ・設置機器本体の銘板写真について、型式及び製造番号が読み取れない。
- 5 システム設置場所付近の詳細な地図
 - ・システム設置場所が把握できない（縮尺が大きい、印刷が不鮮明である等）